

汚職撲滅は進むのか（特集 インドネシア・ユドヨノ政権の1年 -- 第11部 「安定」へ向けた政策と課題）

著者	川村 晃一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	123
ページ	26-28
発行年	2005-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005575

特集

特集／インドネシア・ユドヨノ政権の1年

汚職撲滅は進むのか

川村晃一

●汚職大国インドネシア

インドネシアが汚職大国であることを示す指標を探し出すことは難しいことではない。例えば、インドネシアの汚職度を示すものとして最もよく利用されている指標の一つに、汚職・腐敗防止活動を展開している国際NGOトランスペアレンシー・インターナショナルが毎年発表する汚職認識度がある。二〇〇四年の調査では、インドネシアは、世界一四六カ国中一三三番目と、世界で最も汚職のひどい国の一つにランクされている。汚職のひどさについては、下から数えた方が速いという状況は、この調査が始まった一〇年前から変わっていない。

政府機関（会計検査院）の調査でも、一九九〇～二〇〇四年の間に国家財政の不正が一六七兆ルピアに上っていたことが明らかにされている。また、民間の研究所による調査結果からは、財政支出の約三〇％が不正に漏洩しているといった指摘や、住宅、商工業、土地などの行政サービス部門では、五六～七〇％の公務員が賄賂を受け取っているといった数字が公表されている。

●汚職撲滅へ向けた取り組み

このように汚職が社会全般に蔓延する状態に対しては、投資や経済活動を阻害するとして、国際社会から改善を求める声が高まりつつある。二〇〇一年以降、日本の経済界は、当時のメガワティ政権に対して提出した投資環境整備に関する意見書の中で、司法の確立や法運用の適正化をインドネシア政府に対して求めている。

外国投資の減少や外国企業の撤退に危機感を募らせた国内経済界も、インドネシア商工会議所（KADIN）が外国経済団体と連携しつつ政府に対して政策提言を行っているが、その主要な論点の一つが汚職の撲滅である。

一方、インドネシア政府も、汚職問題に無関心であったわけではない。政府による汚職撲滅のための取り組みは、スカルノ政権下の一九五七年にすでに始まっており、一九六〇年には汚職犯罪に関する法律代行政令（汚職犯罪撲滅に関する法律代行政令一九六〇年第二四号。一九六一年に法律化）が制定されている。

スハルトが政権を樹立した直後の時期にも汚職撲滅に対する気運が高まり、汚職撲滅チームが設置され、一九七一年には汚職犯罪撲滅に関する法律（法律一九七一年第三号）が制定された。しかし、政治体制が権威主義化し、政権基盤が安定するともに、汚職に対する取り組みも有名無実化した。むしろ汚職の度合いはますますひどくなり、政権中枢を握るスハルト・ファミリーとそれを取り巻く政商（クローニー）の癒着が深まって、インドネシア語の「汚職・癒着・身内びいき」の頭文字からKKK（Korupsi, Kolusi, Nepotisme）という言葉が流布するほど汚職が常態化した。

一九九八年のスハルト大統領の退陣とそれに続く民主化は、汚職撲滅を再び重要な政治課題に押し上げた。民主化の流れの中で、国権の最高機関であった国民協議会が、汚職・癒着・身内びいきのない清廉な政府に関する国民協議会決定一九九八年第一一号を決定したことをうけ、当時のハビビ政権は、汚職・癒着・身内びいきのない清廉な公職者に関する法律一九九九年第二八号と、汚職犯罪撲滅に関する法律一九九

九年第三二号（法律二〇〇一年第二二〇号で一部改正）を制定した。

しかし、民主化は汚職撲滅を必ずしも約束はしなかった。逆に、権力が行政府から立法府へ、地方分権化によって中央から地方へと分散する過程で、汚職も大統領とその周辺から政党政治家へ、中央政府から地方政府へと広がっていった。

ハビビ政権の後、初めて国民協議会での民主的な選挙で選ばれたアブドゥルラフマン・ワヒド大統領は、汚職疑惑に端を発した議会との対立から罷免に追いやられた。

その次に大統領に就任したメガワティは、スハルト時代に民主化指導者として活動してきた経歴から改革の推進者としての期待を集めたが、次第に政権担当能力を欠くことが明らかになる。汚職問題についても、ほとんど成果を挙げられなかった。二〇〇四年の総選挙直前に、ライバルである Golkar 党アクバル・タンジュン党首（当時）の汚職疑惑事件に対して無罪判決が出されたことは、メガワティ政権が汚職問題に対して真剣に取り組んでいないという印象を有権者に与えることになった。メガワティは、二〇〇四年の初の国民直接投票による大統領選挙で、スシロ・バンバン・ユドヨノに敗れるべくして敗れたのである。

●ユドヨノ政権による汚職撲滅

有権者が直接大統領を選べる制度の下では、政権に対する期待と支持が高い間に成

果を挙げ、政権担当能力を示すことが肝要である。大統領選挙で「公正で民主的な社会の実現」を謳い、清潔な政府の樹立を公約に掲げて当選したユドヨノ大統領は、就任演説の中で、汚職撲滅については自らが主導して取り組むと宣言し、まず最初に最高検察庁、国家警察庁、税務総局、関税総局を訪問してやる気をアピールした。

ユドヨノ大統領は、汚職摘発の役割を担う最重要ポストである検事総長に、弁護士出身の最高裁判事アブドゥル・ラフマン・サレを任命した。サレ検事総長は、前述のアクバル・タンジュン汚職疑惑事件裁判で最高裁が逆転無罪判決を下した際、ただ一人反対意見を表明したことでも有名である。新長官就任にあたって、ユドヨノ大統領は、国家に大きな損害を与え、社会の注目する重大な汚職事件に優先的に取り組むようサレ長官に指示した。これに対してサレ長官は、汚職者名の公表と有罪確定者のヌサンガン島刑務所への収監、毎月最低一件の汚職事件摘発などを約束した。

ユドヨノ大統領は、政権発足直後に取り組むべき政策課題を「二〇〇〇日アジェンダ」として発表した。汚職撲滅の関連では、検察庁の強化、汚職事件の早期解決、行政改革の遂行を盛り込み、汚職撲滅に真剣に取り組む政権の姿勢を国民に示した。

また、二〇〇四年一月には、汚職撲滅に向けた具体的な取り組みと、実施状況を評価・監視するメカニズムを定めた汚職撲

滅国家行動計画を策定し、政府全体として汚職を追放していく体制が整えられた。

ユドヨノ大統領は、このように矢継ぎ早に汚職撲滅に向けて積極的に行動を開始したが、その意気込みとは裏腹に、実際の汚職事件の摘発は思うように進まなかった。

二〇〇五年二月二七日の政権発足一〇〇日までに摘発された重大汚職事件は、BN I 銀行の輸入証書（L/C）一・七兆ルピアにまつわる横領事件の容疑者の逮捕（二〇〇四年一月二三日）と、ロシア製ヘリコプター購入にまつわる汚職事件の容疑者アブドゥラ・プテ・アチェ（NAD）州知事の逮捕くらいであった。前者の事件については、三月三〇日に南ジャカルタ地裁からアドリアン・ウォウオルントウ被告に終身刑の判決が出された。後者の事件については、四月一日に最高裁から懲役一〇年の実刑判決が出されている。

●汚職撲滅に向けた新たな展開

しかし、政権発足から半年がたった四月、総選挙委員会ムルヤナ・クスマ委員が監査を担当した会計検査院職員に対して贈賄をおこなっていた事件が発覚したことを契機に、次々と大きな汚職事件が摘発されるようになる。総選挙委員会をめぐる汚職疑惑については、その後、総選挙実施に関わる物品購入等の過程で委員長を含む委員と職員が関与していた組織的な汚職事件だったことが明らかになった。

六月には、宗教省が管理するメッカ巡礼資金を流用・着服して国家に七〇〇〇億ルピアの損失を与えた容疑で、メガワティ政権時代のサイド・アギル・フシン・アル・ムナワル前宗教相と宗教省幹部が逮捕された。

これらの重大な汚職事件を摘発したのが、汚職撲滅委員会（KPK）と汚職犯罪撲滅チームである。宗教省の汚職を摘発した汚職犯罪撲滅チームは、ヘンダルマン・スパンジ最高検察庁特殊犯罪担当検事総長補を長として検事、警察、国営企業職員ら四人からなる。国営企業および中央省庁での汚職摘発を目的として、二〇〇五年五月四日にユドヨノ大統領が発足させた。

一方、総選挙委員会汚職事件を摘発した汚職撲滅委員会は、汚職犯罪撲滅委員会に関する法律二〇〇二年第三〇号に基づいて、二〇〇三年二月に設置された独立の国家機関である。同委員会は、汚職事件を担当する諸機関の調整、監視および汚職の防止に加えて、自ら汚職事件の捜査と起訴も行うことができる。

特に、汚職事件の捜査・起訴に関しては大きな権限が同委員会には与えられている。同委員会は、警察や検察がすでに捜査・起訴中の汚職事件を引き取ることができる。また、事件の捜査においては、容疑者の認定、資産の差し押さえ、銀行口座情報の開示、公職者の職務停止などを命ずる権限が与えられており、汚職撲滅委員会が単独で

汚職事件の摘発から捜査、起訴までを行える体制が整えられているのである。

また、汚職撲滅委員会が起訴した事件は、二名の裁判官と三名の新たに民間から任命される特別裁判官からなる汚職犯罪裁判所で審理される。裁判で有罪となった場合は、最大で死刑となるのが、法律一九九九年第三一号で定められている。インドネシアにおいては、警察・検察・裁判所といった法執行機関自身が権力からの介入や汚職に對して脆弱で、それが汚職追放の大きな障害となっていた。汚職撲滅委員会と汚職犯罪裁判所の設置は、新しい制度を作ることによって汚職蔓延を防がないでいる現状を打破しようとする大胆な試みである。

●汚職撲滅委員会と司法の闘い

二〇〇五年九月、汚職撲滅委員会による捜査のメスは、いよいよ司法のトップにまで入った。スハルト元大統領の異父弟プロボステジヨが汚職疑惑で起訴された裁判に關して、元高裁裁判官の担当弁護士と最高裁判所職員が贈賄の疑いで逮捕された。ここで授受された金銭は、担当裁判官を買収することが目的だったとされ、担当裁判官の一人であるバギル・マナン最高裁判所長官の関与が最大の焦点となっている。トウフィックラフマン・ルキ汚職撲滅委員会委員長は、就任にあたって、同委員会の活動の最大の焦点は法執行機関であると述べていたが、いよいよそれが動き始めたので

ある。これに對して、司法側は汚職撲滅委員会による介入を嫌い、内部捜査で事件を解明すると主張しており、両者の綱引きはしばらく続くであろう。裁判所内部の不正を追放することは、汚職撲滅に向けた最重要かつ最難関の課題であるだけに、今後の汚職撲滅委員会の捜査と、事件の行方が注視される場所である。

国民の汚職撲滅に對するユドヨノ政権への期待は、政権発足一周年を迎えたいまも高い。九月に実施された世論調査でも、これまでの政権の汚職撲滅に對する取り組みに對して、六五%が満足していると答えている。確かに、ユドヨノ政権下で、これまでうやむやにされがちであった政府中枢の汚職事件が摘発されるようになった。また、地方政府レベルでの汚職事件の摘発も進むようになった。刑の確定したプテ・アチェ（NAD）州知事をはじめとして、これまでに州知事四人、市長八人、県知事三人が汚職容疑で捜査または逮捕されている。地方議会レベルでも六〇件以上の汚職事件が摘発された。地方首長に對する捜査や逮捕がためらいなく実行されるようになったのは、それを許可しているユドヨノ大統領の政治的判断に負うところが大きい。汚職のない社会が実現するかどうかは、ユドヨノ大統領の決断力と実行力にかかっている。

（かわむら こういち／アジア経済研究所 所研究企画部）